

級位審査実施要領

審査は、宮城県剣道連盟加盟団体及び当該加盟団体登録団体において実施する。

審査は、剣道五段以上の審査員三名によって行う。

剣道級位審査規則第6条第1項の「実技」は、次の各号で定めるところにより行うものとする。

1、一級

剣道の基本及び木刀による剣道基本技稽古法「基本1から9まで」

2、二級

剣道の基本及び木刀による剣道基本技稽古法「基本1から6まで」

3、三級

剣道の基本及び木刀による剣道基本技稽古法「基本1から4まで」

4、四級から八級

剣道の基本

②基本の内容は実施団体において定めるところによる。

・剣道基本技稽古法不合格の場合は、実施団体において再審査を実施する。

※ 宮城県剣道連盟剣道級位審査規則（平成23年4月1日施行）から抜粋